

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)収束に向けて」 辻本 浩一郎

＜非常事態宣言の段階的解除＞

タイでは引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する措置として、6月末まで全土への非常事態宣言が延長されました。5月3日から、段階的な解除がなされ、一時閉鎖されていた飲食店や市場、理髪店・美容室などの営業が条件付きで許可されましたが、今後さらなる制限緩和は予想されます。しかしながら、全面的な営業再開ということではなく、各店舗とも、状況を見つつ、対策を講じながら、各々の判断で対応をしているようです。

一日当たりの新規感染者数は一桁台が続いていますが(5月27日時点)、第二波、第三波を防ぐため、政府としては、油断することなく、引き続きの引き締めを行っています。国民も、自粛疲れ等ストレスは蓄積されてきているようですが、出口が見え始めた今、もう少しの辛抱と我慢して、不要不急の外出をせず、基本的には Stay home を徹底しています。

＜休職・失業補償＞

タイ政府が発表した国民のための休職・失業補償は、社会保険に加入の場合、次のようになっています。

1. 一時的に職を失った場合

賃金の62%。ただし、社会保険料の計算基礎の最高額である月額賃金 15,000 バーツ(約5万円)を満額として計算する。

- ① COVID-19 の症例者と濃厚接触があった、または COVID-19 による入院のために、自己検疫または当局による検疫を受けている従業員
- ② 政府が命令した一時的な事業停止を受けたレストラン、スパ、映画館、ショッピングセンターの従業員
- ③ パンデミックにより通常の業務が妨げられたため(不可抗力)、雇用主が賃金を支払わずに停止した事業の従業員
例：ホテル、ツアーオペレーター、輸出入など

③については、当該事業が不可抗力の場合、社会保険事務所から補償を受けるかどうか確認するには、事業停止前に社会保険事務所に相談する必要があります。

補償期間は最大 90 日分。2020 年 3 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの休業に適用されます。

2. 自己都合退職の場合

賃金の 45%。社会保険料の計算基礎の最

高額である月額賃金 15,000 バーツを満額として計算する。

補償期間は最大 90 日分。2020 年 3 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日までの自己都合退職に対して有効です。

3. 解雇の場合

賃金の 70%。社会保険料の計算基礎の最高額である月額賃金 15,000 バーツを満額として計算します。

補償期間は最大 200 日。2020 年 3 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日までの解雇に対して有効です。

＜お寺の役目＞

タイでは、本当に困った人々はお寺に駆け込めば何とかになります。富裕層は寄付をすれば節税ができるので、お寺に寄付をするからです。このような文化の世の中の方が、かかる緊急時には、遥かに上手い対応ができていないかと感じています。



【お寺の前で、水や食料を配る僧侶】

＜コロナ後の需要拡大＞

タイ工業連盟は 新型コロナウイルス感染症の収束後、下記 13 業種は需要が拡大するとの見通しを示しています。

1. 医療・保健機器 2. 医薬品 3. ICT (情報通信技術)製品 4. パルプ・製紙 5. 砂糖 6. エアコン・冷房システム 7. 食品 8. 発電 9. 化学 10. ゴム製品 11. プラスチック 12. 印刷・包装 13. アルミ製品

医療・保健機器、医薬品は新型コロナウイルス感染症流行の直接的な影響によって、プラスチック、印刷・包装、アルミ製品は電子商取引 (EC) の拡大によって、エアコン・冷房システムは最大の生産国である中国の不調によって、需要拡大が見込まれています。食品は新型コロナウイルス感染症の流行にかかわらず、需要は堅調とみられています。